

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業に係る区域及び区分（平成14年岩手県告示第902号の2）の一部を次のように改正する。ただし、漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第109条の共済責任期間の開始日が平成26年12月4日以前である共済契約については、なお従前の例による。

平成26年12月5日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前			改正後		
加入区 の名称	区 域	漁業の区分	加入区 の名称	区 域	漁業の区分
種市加 入区	種市漁業	1 総トン数10トン未満の漁船漁業で	種市加 入区	種市漁業	1 総トン数10トン未満の漁船漁業
	協同組合 の地区及 び九戸郡 洋野町種 市第3地 割から第 8地割ま での区域	あつて種市漁業協同組合の地区の者が営む漁業		協同組合 の地区	2 雑魚磯建網（たが網を含む。）を使用して営む漁業（以下「雑魚磯建網等漁業」という。）
		2 1以外の総トン数10トン未満の漁船漁業	宿戸加 入区	九戸郡洋 野町種市 第3地割 から第7 地割まで の区域	1 総トン数10トン未満の漁船漁業及び び定置漁業
		3 定置漁業		2 雑魚磯建網等漁業	
	4 雑魚磯建網（たが網を含む。）を使用して営む漁業（以下「雑魚磯建網等漁業」という。）	[略]			
小子内 浜加入 区	小子内浜 漁業協同 組合の地 区及び九 戸郡洋野 町有家の 区域	1 総トン数10トン未満の漁船漁業	小子内 浜中野 加入区	小子内浜 漁業協同 組合の地 区並びに 九戸郡洋 野町有家 及び中野 の区域	1 総トン数10トン未満の漁船漁業
		2 定置漁業		2 定置漁業	
		3 雑魚磯建網等漁業		3 雑魚磯建網等漁業	
中野加 入区	九戸郡洋 野町中野 の区域	1 総トン数10トン未満の漁船漁業	[略]		
		2 定置漁業			
		3 雑魚磯建網等漁業			
羅賀加 入区	下閉伊郡 田野畑村 北山、机 、明戸、 羅賀及び 和野の区 域	1 総トン数10トン未満の漁船により 専らはえ縄を使用してさけをとるこ とを目的とする漁業	田野畑 村加入 区	田野畑村 漁業協同 組合の地 区	1 総トン数10トン未満の漁船により 主として釣りによっていかをとるこ とを目的とする漁業
		2 総トン数10トン未満の漁船により 主としてかごを使用して営む漁業			2 1以外の総トン数10トン未満の漁船漁業
		3 総トン数10トン未満の漁船により 主として釣りによっていかをとるこ とを目的とする漁業			3 総トン数10トン以上20トン未満の漁船漁業
					4 定置漁業

		4 1から3まで以外の総トン数10トン未満の漁船漁業
		5 定置漁業
		6 雑魚磯建網等漁業
島越加入区	下閉伊郡 田野畑村 松前沢、 浜岩泉、 島越、切 牛、大芦 及び真木 沢の区域	1 総トン数10トン未満の漁船漁業 2 総トン数10トン以上20トン未満の漁船漁業 3 定置漁業 4 雑魚磯建網等漁業
[略]		
田老町加入区	田老町漁業協同組合の地区	1 総トン数10トン未満の漁船により専らはえ縄を使用してさけをとることを目的とする漁業及び定置漁業 2 1以外の総トン数10トン未満の漁船により主としてはえ縄を使用してさけをとることを目的とする漁業 3 総トン数10トン未満の漁船により主として釣りによっていかをとることを目的とする漁業 4 1から3まで以外の総トン数10トン未満の漁船漁業 5 雑魚磯建網等漁業
宮古加入区	宮古漁業協同組合の地区	1 総トン数10トン未満の漁船漁業 2 総トン数10トン以上20トン未満の漁船漁業 3 沖合底びき網漁業 4 3以外の総トン数20トン以上100トン未満の漁船漁業 5 定置漁業 6 雑魚磯建網等漁業
[略]		
船越湾加入区	[略]	1 [略] 2 小型さんま棒受網漁業及び定置漁業 3 2以外の総トン数10トン以上20トン未満の漁船漁業 4 [略]

		5 雑魚磯建網等漁業
[略]		
田老町宮古加入区	田老町漁業協同組合及び宮古漁業協同組合の地区	1 総トン数10トン未満の漁船漁業 2 総トン数10トン以上20トン未満の漁船漁業 3 沖合底びき網漁業 4 定置漁業 5 雑魚磯建網等漁業
[略]		
船越湾加入区	[略]	1 [略] 2 総トン数10トン以上20トン未満の漁船漁業 3 定置漁業 4 [略]

大槌町 加入区	新おおつ ち漁業協 同組合の 地区	<u>1 総トン数10トン未満の漁船漁業</u> <u>2 小型さんま棒受網漁業及び定置漁業</u> <u>3 2以外の総トン数10トン以上20トン未満の漁船漁業</u> <u>4 総トン数20トン以上100トン未満の漁船漁業</u> <u>5 雑魚磯建網等漁業</u>
釜石東 部加入 区	[略]	
釜石湾 加入区	釜石湾漁 業協同組 合の地区	<u>1 総トン数10トン未満の漁船により主として釣りによっていかをとることを目的とする漁業及び定置漁業</u> <u>2 1以外の総トン数10トン未満の漁船漁業</u> <u>3 総トン数10トン以上20トン未満の漁船漁業</u> <u>4 雑魚磯建網等漁業</u>
唐丹町 加入区	[略]	
[略]		

新おお つち釜 石湾加 入区	新おおつ ち漁業協 同組合及 び釜石湾 漁業協同 組合の地 区	<u>1 総トン数10トン未満の漁船漁業</u> <u>2 小型いか釣り漁業</u> <u>3 小型いさだ船びき網漁業</u> <u>4 2及び3以外の総トン数10トン以上20トン未満の漁船漁業</u> <u>5 定置漁業</u> <u>6 雑魚磯建網等漁業</u>
釜石東 部加入 区	[略]	
唐丹町 加入区	[略]	
[略]		

備考 改正部分は、下線の部分である。